

令和7年度 指定管理施設の管理運営に関する月次評価について

施設所管課名：港湾部港湾管理課

1 施設概要

施設名称	秋谷船舶保管施設等
指定管理者名	株式会社昭和
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

2 月次評価

評価月	評価
4月	船舶の保管に関する施設の清掃等は適切に行われ、各設備の日常点検等も適正に行われている。4月は注意報や警報の発令はなく、また施設等の異常も認められなかった。 船舶保管業務については、大きなトラブルもなく、適切に業務が行われていたと認められる。 今後も引き続き、利用者の安全第一を心掛け、適切な施設運営に努められたい。
5月	船舶の保管に関する施設の清掃等は適切に行われ、各設備の日常点検等も適正に行われている。5月15日、濃霧注意報が発令された際には、停泊灯を点灯して停船し注意を行うよう呼びかけるなど、適切に注意喚起が行われたと認められる。 船舶保管業務については、大きなトラブルもなく、適切に業務が行われていたと認められる。 今後も引き続き、利用者の安全第一を心掛け、適切な施設運営に努められたい。
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	

11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	